

飯山市と長野保健医療大学との連携に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と長野保健医療大学（以下「乙」という。）は、これまで築いてきた協力関係を踏まえ、相互の発展に資するため、甲乙が保有する資源及び研究成果等の活用と交流を促進し連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の健康増進と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康増進活動、保健活動、医療活動及び福祉活動の推進に関すること。
- （2）生涯学習及び人材育成に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）地域づくり活動の支援に関すること。
- （5）学術上の調査研究に関すること。
- （6）連携実習等の現地学修に関すること。
- （7）その他の甲乙が必要と認める事項に関すること。

（連携協議会）

第3条 第2条各号に掲げる事項を円滑に実施するため、連携協議会を設置する。

（守秘義務）

第4条 甲乙は、この協定に基づく活動において、相手方及び連携協議会より知り得た個人情報について、本協定の期間中及び有効期間終了後を問わず、善良なる管理者が厳重に管理し、この協定に基づく業務の遂行以外の目的で、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。

ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙から改定の申し立てがない場合は協定を更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自が1通保有する。

平成30年7月3日

甲 飯山市長

足立正則



乙 長野保健医療大学 学長

岩谷力

